

仕 様 書

1 業務名

令和7年度久留米競輪場空調機器・電気工作物保安業務

2 業務目的

久留米競輪場は多数の来場者があり、1,000人を超える日もある。このようなレジャー施設の運営に際して、適切な空調及び電気管理は、必要不可欠な要素であることを踏まえ、下記のとおり業務目的を示す。

- (1) 空調機器の正常かつ良好な作動状況を維持するとともに、来場者にとって快適な環境を提供する。
- (2) 電気工作物の正常かつ良好な作動状況を維持し、安定的な電気供給を実現するとともに、停電等による競輪電算システムの停止等競輪開催に重大な支障を与え損害を発生させるような事態を回避する。

3 業務場所

久留米市野中町2番地（久留米競輪場）

4 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の以下(1)、(2)及び(3)とする。

なお、(1)、(2)及び(3)は、以下①～③等の要因により日数は変動する場合があります、中止又は順延した場合は委託者の指定する期間とする。

- ① 天災その他やむを得ない事由による中止
- ② 制度改正
- ③ 日程調整

(1) 久留米競輪本場開催日

開催区分	日数	勤務時間	備考
日中（記念）	4日	概ね8時から17時まで	
ナイター	39日	概ね8時から22時まで (作業員は、13時から22時まで)	※場外発売含む
ミッドナイト	21日	概ね8時から24時半まで (作業員は、15時半から24時半まで)	※場外発売含む
合計	64日		

(2) 場外発売日・非開催作業日

開催区分	日数	勤務時間	備考
日中、ナイター	150日	概ね8時から17時まで (ナイターは、概ね13時から22時まで)	
日中＋ナイター	46日	概ね8時から22時まで	
非開催作業日	48日	概ね8時から17時まで	非開催日における 作業日

(3) 営業日・作業日

営業日	260日	
作業日	260＋48日	※営業日 260日＋非開催作業日 48日

5 人員・資格等

(1) 人員及び業務内容

	人員数	業務内容
常駐者 (全日程)	1名以上	・空調機器の保安に関する業務 ・電気工作物の保安に関する業務
作業員 (本場開催日のみ)	1名以上	・空調機器の保安に関する業務 ・電気工作物の保安に関する業務 ・常駐者の補助等

(2) 常駐者及び作業員の資格

ア 空調機器の保安に関する業務

建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者

イ 電気工作物の保安に関する業務

電気主任技術者（第三種以上）、第一種電気工事士、又は第二種電気工事士の資格を有する者

(3) その他

ア 常駐者及び作業員は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 上記アの「直接的な雇用関係」とは、常駐者及び作業員と受託者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する賃金、労働時間、雇用及び権利構成等の一定の権利義務が存在することを言う。

ウ 上記アの「恒常的な雇用関係」とは、常駐者が一定の期間にわたり当該空調保安又は電気工作物保安に関する業者に勤務し、日々一定時間以上の職務に従事することが担保されていることを言う。

エ 常駐者及び作業員は、契約締結時点において受託者と3ヶ月以上の雇用関係がある者でなければならない。

オ 本契約締結時には、常駐者等名簿を提出するとともに、下記の書類を提出すること。

(ア) 該当する資格証の写し

(イ) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する下記に示すいずれかの書類の写し

- ・健康保険被保険証
- ・雇用保険被保険者資格取得確認等通知書
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
- ・その他公的機関の発行した雇用関係が確認できる書類

※雇用関係の確認に必要な箇所

氏名、生年月日、資格取得年月日（雇用年月日）及び所属事業所

カ 空調機器の保安に関する業務の常駐者は、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積が10,000平方メートルを超える建築物の空調機器の保安に関する業務に2年以上従事した者が望ましい。

キ 電気工作物の保安に関する業務の常駐者は、第二種電気工事士の資格を有する者の常駐も認めるが、作業日のうち75%以上を電気主任技術者（第三種以上）又は第一種電気工事士の資格を有する者を常駐させること。

6 業務対象機器

(1) 競輪場内の建屋概要

番号	建屋名称	構造	延床面積 (㎡)	竣工年月
1	サービスセンター	鉄筋造 3階建	2,973	平成2年6月
2	第5・6発売所	鉄筋コンクリート造 2階建	約2,000	平成3年6月
3	バックスタンド下 特別観覧席	鉄筋コンクリート造 2階建	849	平成3年6月
4	正源氏プラザ	鉄骨造 2階建	1,807	平成3年7月
5	第1コーナー特別観覧席 (アザレア)	鉄骨造 3階建	1,498	平成9年7月
6	集計センター (旧集計センター)	鉄骨造 3階建	1,112 (994) 計2,106	平成8年3月 (昭和44年旧集計)

7	選手宿舎	鉄筋コンクリート造 3階建	1, 872	昭和46年7月
---	------	------------------	--------	---------

※具体的な配置図は別紙1のとおり

(2) 空調機器設備概要

別紙2「久留米競輪場 空調機器一覧表」のとおり

(3) 電気工作物設備概要

別紙3「久留米競輪場 電気工作物一覧表」のとおり

(4) 対象空調機器の設置場所

- ・サービスセンター
- ・第5・6投票所
- ・バックスタンド下特別観覧席
- ・正源氏プラザ
- ・第1コーナー特別観覧席（アザレア）
- ・集計センター
- ・選手宿舎

(5) 対象電気工作物

- ・集計センター側受変電設備
- ・選手宿舎側受変電設備
- ・食堂棟側受変電設備
- ・サービスセンター側受変電設備
- ・第5・6投票所側受変電設備
- ・正源氏プラザ側受変電設備

7 業務内容

(1) 空調機器の保安

場所	業務内容
サービスセンター	①空調機器の通常操作保守業務（別表1）
第5・6発売所	②空調機器の運転開始・終了、巡回監視、運転記録の作成
バックスタンド下特別観覧席	
正源氏プラザ	③室内温度の測定、空調機器の調整
第1コーナー特別観覧席 （アザレア）	④委託者が保守契約を行う空調機器の定期点検請負業者との連絡、調整等
集計センター	⑤空調機器の定期点検時の立会い

選手宿舍	上記①～⑤に加えて ⑥空調機器の故障時等の報告、報告書作成、修繕業者との連絡調整等 ⑦軽微な空調機器の修理、補修、清掃 ⑧空調機器の操作・保安等に関する来場者からの苦情対応 ⑨その他、委託者からの空調機器に係る指示への対応
------	--

(2) 電気工作物の保安

場所	業務内容
集計センター側受変電設備	①自家用電気工作物の通常保守（別表2）
選手宿舍側受変電設備	②自家用電気工作物の月次保守（以下「月次点検」という。）（別表3） ※月1回実施
食堂棟側受変電設備	③自家用電気工作物の年次保守（以下「年次点検」という。）（別表4） ※年1回実施
サービスセンター側受変電設備	
第5・6発売所側受変電設備	
正源氏プラザ側受変電設備	④自家用電気工作物の巡回による点検記録の作成 ⑤自家用電気工作物の保安に関する第一種電気工事士等資格者常駐の充足率に関する報告書の作成 ⑥自家用電気工作物の「月次点検」「年次点検」結果報告書の作成 ⑦自家用電気工作物の「月次点検」「年次点検」時の関係者との調整、点検業者の連絡調整等 ⑧自家用電気工作物の「月次点検」「年次点検」時の立会い ⑨自家用電気工作物の故障時等の報告、報告書作成、整備修繕業者との連絡調整等 ⑩その他、委託者からの自家用電気工作物に係る指示への対応

※選手宿舍は本場開催前日・本場開催時に業務の対象とする。

※正源氏プラザは、基本、記念競輪（6月）、グランプリ（12月）開催時のみ開放の予定であるが、安定した作動が維持できるよう定期的に空調機器、電気工作物の保守作業を行うこと。

※ミッドナイトは無観客開催のため、第1コーナー特別観覧席（アザレア）、集計センター及び選手宿舍等の開催に係る建屋を稼働予定である。

※サービスセンター、第5・6 発売所及びバック下特別観覧席の空調機クーリングタワーには、付近の樹木からの落葉が多いため、タワー内に落葉が入り作動不良を起こす場合がある。落葉の多い時期には、空調機起動開始前及び起動開始後4 時間毎にタワー内への落葉の点検及びタワー付近の清掃及び落葉撤去を行うこと。

(3) 巡回点検業務

- ア 対象施設を1 日に2 回以上巡回し、空調機器の運転状況を確認すること。
- イ 各施設内の温度を調査し、その都度適温となるよう空調機器の調整を行うこと。
- ウ 委託者（職員、警備員、従事員等）からの温度調整依頼を受けた場合は、その都度適温となるよう空調機器の調整を行う。
- エ 巡回点検時に空調機器及び自家用電気工作物に不具合が発見された場合は、至急、委託者へ報告し指示を受けること。

(4) 非開催作業日の業務

- ア 季節の状況に応じた運転内容の切替えを行うこと。
- イ 下記の空調機フィルター清掃及び点検を行うこと。

番号	建屋	内容
1	第5・6 発売所客溜 小型空調機フィルター	フィルター清掃（年1 回）
2	サービスセンター 空調機フィルター	フィルター清掃（年1 回）
3	選手宿舎 エアコンフィルター	フィルター清掃（年2 回） 点検及び試運転（年2 回）

8 特記事項

- (1) 業務を遂行するために必要な机、椅子、光熱水費、原材料及び薬品は、委託者の負担とし、電話等通信費、その他業務に必要な制服、工具及び計測器等は、受託者の負担とする。
- (2) 業務を遂行するために必要な原材料及び薬品については、在庫数の把握及び管理、在庫不足時における発注の依頼等は受託者が適切に行い、委託者に報告するものとする。
- (3) 業務期間内に将来増設される又は更新される空調機器類及び電気工作物の保安業務も含むものとする。
- (4) 本業務の遂行にあたって、業務の全て、主たる部分又は一部を第三者へ再委託することは認めない。ただし、業務の一部を書面により予め委託者へ届出を行ない、承諾を得た場合は、その限りではない。

- (5) 台風、地震、その他の気象変化によって災害発生の恐れがあると考えられる時は、嚴重に巡回監視を行い、委託者と協力し災害防止に努めること。また、これら災害が発生した場合は、被害確認及び施設の復旧の協力に努めること。
- (6) 空調機器及び電気工作物の保安業務に関する設備及び区域の清掃、備品、工具及び材料の整理整頓を行うこと。
- (7) 必要部品、材料の購入依頼及び改良事項の具申を行うこと。

9 委託料の請求について

- (1) 受託者は、業務期間中1か月毎に、当該月の実績に基づいて、業務完了報告書及び請求書を委託者に提出し、委託者は適正な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受託者へ支払うものとする。また、月次点検、年次点検に係る委託料については、作業が完了した月に通常の請求分と併せて請求すること。
- (2) 業務完了報告書及び請求書は、本場開催日と場外発売日のレース毎、また、月次点検、年次点検に分けて作成すること。
- (3) 請求書には、開催日程、開催場の名称、レースグレード、日別、月次点検、年次点検の委託料が記載された明細書を添付すること。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、電気事業法、自家用電気工作物保安規定、省エネ法、消防法及びその他関係法令を遵守し、委託者の指揮監督のもと設備が常時円滑に使用できるよう最善の努力をつくすとともに、事故を未然に防止し、経費の節減を図らなければならない。
- (2) 業務に際して問題が発生した場合、受託者は適切な判断の下、関係者と折衝を図り適正に処理すること。
- (3) 受託者は、勤務体制、業務計画、緊急事態発生の連絡体制、対応、処理等について詳細に立案し、委託者の承認を得ること。また、委託者との連絡を緊密に行うこと。
- (4) 受託者は、業務に係る各種報告書を作成し、委託者の承認を得て保管すること。また、委託者の求める受託する業務に関する報告書及び資料の作成又は提出を求められた場合は、受託者の負担において対応すること。
- (5) 受託者は、制服及び社名札を着用すること。
- (6) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、退職後も同様とする。
- (7) 受託者は、競輪場に適合した合理的、かつ、経済的な管理運営に関する研究、提案等を常に心がけ業務にあたること。

- (8) 本仕様書に定められていない事項又は疑義については、受託者と委託者で協議の上定めるものとする。

【暴力団排除に関する事項】

受注者は、当該業務の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。